

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

本市では、平成 11 (1999) 年に施行した習志野市環境基本条例に基づき、平成 19 (2007) 年 3 月に「習志野市環境基本計画」を策定しました。その後、令和 3 (2021) 年 3 月に改定し、目指す環境像である「谷津干潟をはじめとする自然環境を守り 一人ひとりが持続可能な社会を築くまち 習志野」を実現するために、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、国際的には、令和 3 (2021) 年～令和 5 (2023) 年にかけて、IPCC<sup>[1]</sup> (気候変動に関する政府間パネル) から気候変動に関する最新の科学的知見をとりまとめた第 6 次評価報告書が公表され、産業活動等、人間が行う様々な行動が地球温暖化を引き起こしてきたことは疑う余地がないことが示されました。また、令和 4 (2022) 年には生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) が開催され、愛知目標の後継として「昆明・モントリオール生物多様性枠組<sup>[2]</sup>」が採択されました。

国内では、令和 6 (2024) 年 5 月に国の「第六次環境基本計画」が閣議決定され、国民一人ひとりの「ウェルビーイング<sup>[3]</sup>/高い生活の質」の実現を目指す方針が示されました。また、令和 7 (2025) 年 2 月には「地球温暖化対策計画」の改定が閣議決定され、温室効果ガス<sup>[4]</sup>を平成 25 (2013) 年度から令和 12 (2030) 年度には 46%削減とするこれまでの目標に加え、世界全体での 1.5°C目標<sup>[5]</sup>及び 2050 年ネット・ゼロ<sup>[6]</sup>の実現に向けた直線的な経路と整合的で野心的な目標として、令和 17 (2035) 年度、令和 22 (2040) 年度に温室効果ガスをそれぞれ 60%、73%削減することを目指すことが示されました。

本市においても、令和 4 (2022) 年に「ゼロカーボンシティ習志野」を表明し、「習志野市地球温暖化対策実行計画」の改定及び「習志野市 SDGs 戦略」の策定を通じ、令和 32 (2050) 年における温室効果ガス排出実質ゼロの実現に取り組んでいます。

このような本市を取り巻く環境情勢の変化に対応していくとともに、本計画の上位計画に当たる「習志野市基本構想」等の関連計画と整合を図りながら、本市の目指す環境像とその実現に向けた具体的な施策を掲げる新たな習志野市環境基本計画を策定します。

<sup>[1]</sup>IPCC…気候変動に関する政府間パネル (Intergovernmental Panel on Climate Change) の略で、気候変動に関する科学的知見を評価し、国際的な政策決定に貢献するために設立された国連の機関。

<sup>[2]</sup>昆明・モントリオール生物多様性枠組…令和 3 (2021) 年に中国の昆明で開催された生物多様性に関する国際会議で採択された新たな枠組みであり、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る具体的な目標や行動計画を定めている。

<sup>[3]</sup>ウェルビーイング…第六次環境基本計画におけるウェルビーイングは、国民一人ひとりの生活の質や幸福度を向上させることを主な目的としている。

<sup>[4]</sup>温室効果ガス…二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 等、地表から放出される熱を吸収して再放出することで、地球の温度を上昇させるガスのこと。

<sup>[5]</sup>1.5°C目標…地球温暖化を抑制するために、産業革命前の平均気温からの上昇を 1.5°C以内に抑えることを目指す国際的な目標。

<sup>[6]</sup>ネット・ゼロ…温室効果ガスの排出量を削減し、残った排出を相殺することによって、実質的に排出量をゼロにすることを目指す概念。

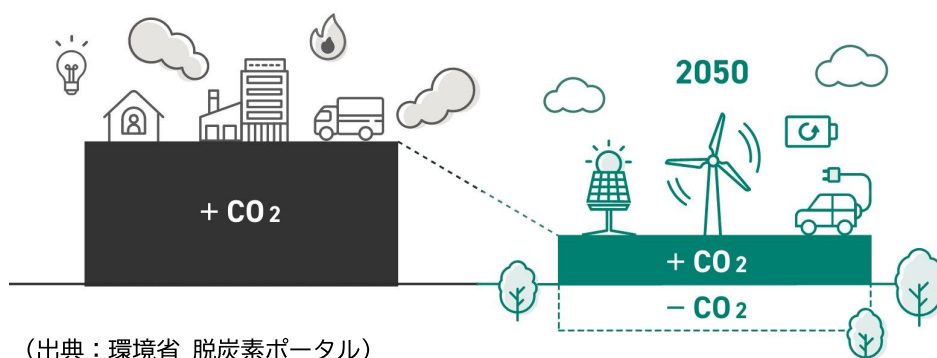
### 習志野市環境基本条例 第3条 基本理念

- 1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならない。
- 2) 環境の保全は、人の活動による環境への負荷をすべての者の公平な役割分担のもとに、できる限り低減することによつて、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するよう行われなければならない。
- 3) 環境の保全は、生物の多様性が確保され、人と自然が共生できる調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 4) 地球環境保全は、地域の特性を活かして、国際協力の見地から積極的に推進されなければならない。

### ●コラム● カーボンニュートラル

カーボンニュートラルとは、国が令和 32(2050)年までの実現を目指している「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」状態のことです。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。



(出典：環境省 脱炭素ポータル)

[https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon\\_neutral/about/](https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/)

また、令和 32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」と呼び、令和 7(2025)年 3 月末時点では本市を含む 1,161 自治体が表明しています。

参考情報  
へのアクセス



環境省  
脱炭素  
ポータル



環境省  
ホームページ

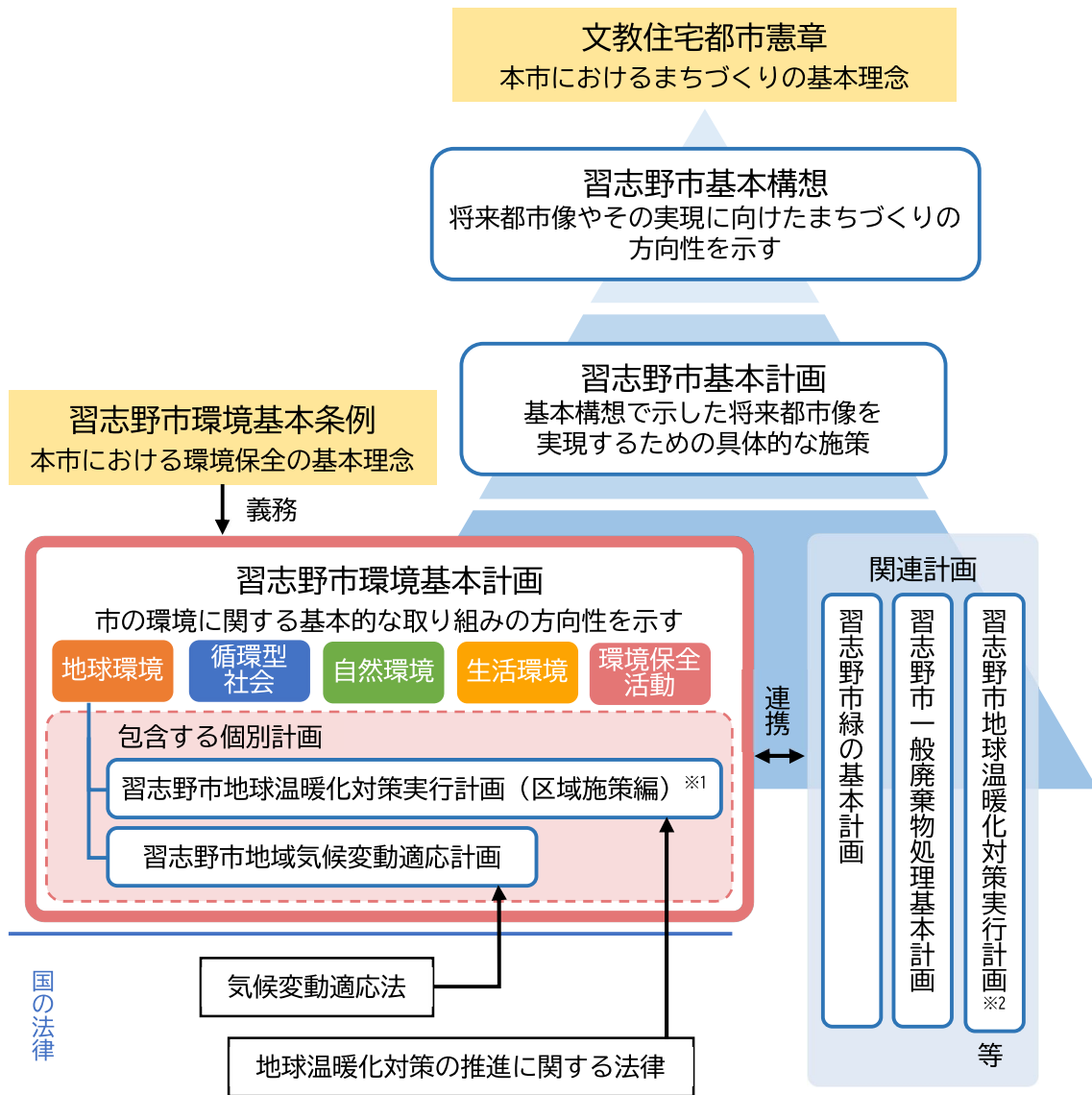


## 2 計画の位置づけ

本計画は、習志野市環境基本条例に基づき策定するもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

また、令和 8(2026) 年を始期とする「習志野市基本構想」、「習志野市前期基本計画」を上位計画として、環境の面から方針を示す環境分野の最上位計画です。

なお、本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「習志野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法に基づく「習志野市地域気候変動適応計画」を包含しています。



計画の位置づけ

※1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 4 項に基づき策定する、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する計画。

※2 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条第 1 項に基づき策定する、地方公共団体が実施している事務・事業について温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画。

### 3 計画推進の主体と役割

本計画の推進主体は、市民・事業者・市とし、それぞれの役割に応じて個々、または協働により環境に配慮した行動を実践していきます。

### 4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は習志野市全域とし、環境施策を次の5つの分野で捉え、施策を講じていきます。

地球環境	エネルギー、気候変動 <sup>[7]</sup>
循環型社会	3R <sup>[8]</sup> (リデュース、リユース、リサイクル)、廃棄物
自然環境	谷津干潟、生物多様性 <sup>[9]</sup> 、公園・緑地、農地
生活環境	大気、水質・土壌・地盤、騒音・振動・悪臭、有害化学物質、景観・美化
環境保全活動	環境教育・学習、環境保全活動、協働

### 5 計画期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度を初年度として、令和15(2033)年度までの8年間とします。

ただし、社会経済活動の変化や国・県の動き等に応じ、計画期間の途中年度であっても必要に応じて見直しを検討します。



<sup>[7]</sup>気候変動…地球の気候システムにおける長期的な変化で、主に温室効果ガスの排出による地球温暖化が原因となる。

<sup>[8]</sup>3R…リデュース (Reduce: 発生抑制)、リユース (Reuse: 再使用)、リサイクル (Recycle: 再生利用) の3つの言葉の頭文字を取ったもので、資源の消費を抑え、廃棄物を減らすための循環型社会を促進するための基本的な考え方。

<sup>[9]</sup>生物多様性…地球上に多種多様な生きものが存在し、その一つひとつの生命が個性を持ってお互いにつながりバランスを保ちながら、直接的・間接的に支え合って生きていること。

# 第2章 環境の現状

## 1 習志野市を取り巻く様々な変化

本市では、これまで市の環境に関する取り組みの基本的な方向性を示す計画として環境基本計画を策定し、様々な環境施策を積極的に展開してきました。

しかし、計画策定後も「2050年カーボンニュートラル」に向けた地球温暖化対策の加速化をはじめ、食品ロス<sup>[10]</sup>やプラスチックごみ問題<sup>[11]</sup>、生物多様性に関する問題意識が高まる等、本市を取り巻く環境情勢は大きく変化しています。

### (1) 国際的な動向

➤ 国連サミットにおける「持続可能な開発目標 (SDGs)」の採択

平成27(2015)年9月の国連サミット<sup>[12]</sup>

において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>[13]</sup>」が採択されました。そこに記載された令和12(2030)年までの国際目標であるSDGs<sup>[14]</sup>は、エネルギー、持続可能な生産と消費、気候変動への対策、陸や海の生物多様性等、環境分野に関わる目標を多く含み、その他の目標と相互に関連しながら様々な課題の同時解決を目指すものです。

目標達成には、地方自治体による地域の実情に即した取り組みの実施が重要であり、その中でも環境基本計画が果たす役割は非常に大きなものとなっています。



持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標  
(出典：国際連合広報センターホームページ)  
[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

[10]食品ロス…食品が生産から消費までの過程で、食べられる状態にもかかわらず廃棄されること。

[11]プラスチックごみ問題…プラスチック製品が使われた後に適切に処理されず、環境中に残存することによって引き起こされる問題のこと。

[12]国連サミット…国際連合が主催する会議であり、各国の首脳や政府代表が集まり、持続可能な開発、気候変動、貧困削減等の重要なグローバルな問題について議論する。

[13]持続可能な開発のための2030アジェンダ…国連サミットで採択された国際的な行動計画のこと。

[14]SDGs…持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略で、国連が定めた17の目標と169のターゲットから成る国際的な枠組み。令和12(2030)年までに持続可能な社会を実現するための具体的な指針を示す。